

# 大学教育「市場化」の“曲がり角”！

競争と協同、多様性と基準性、設置認可の規制と緩和、  
教育投資の公費と私費、のバランスと調和

旺文社 教育情報センター 20年6月

バブル崩壊による経済不況、少子化の進行といった厳しい環境の下、高等教育にも市場原理主義的な政策が次々と取り入れられ、大学はこの10年、国・公・私立の別なく、国内での「市場化」の波に晒されてきた。

他方、グローバル化の進展とともに「大学全入」時代を迎え、“大学淘汰”時代が現実味を増してきた現在、これまでの「市場化」による大学改革路線では限界があるとし、改革手法の軌道修正を求める提言、施策が打ち出されている。

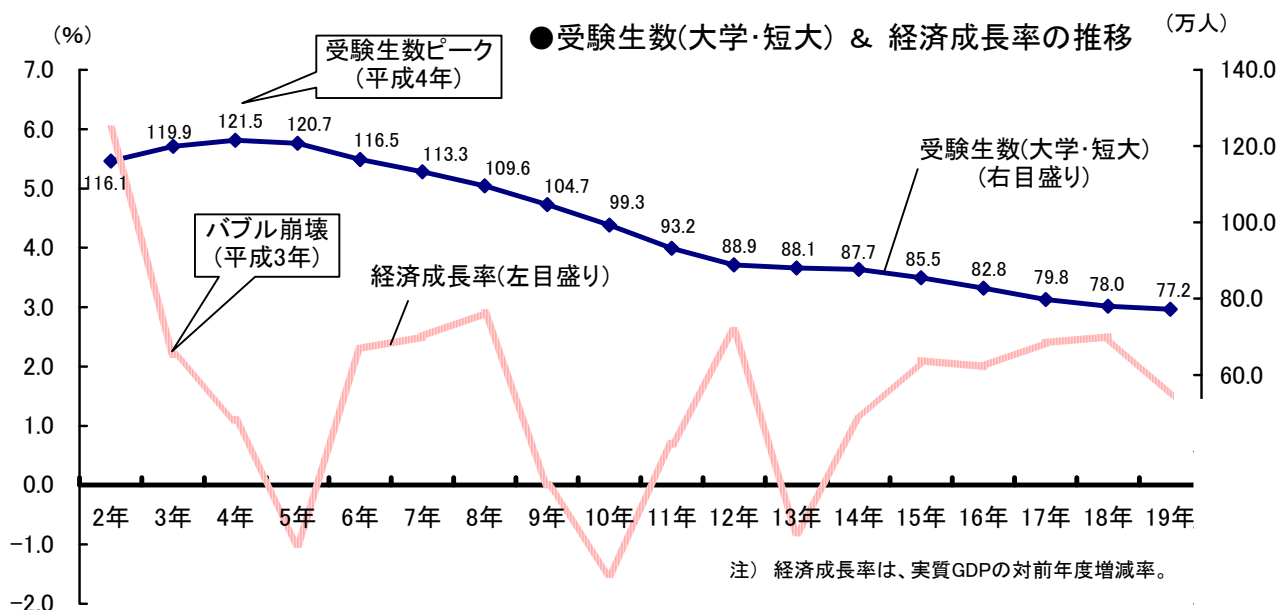


## <相次ぐ「市場化」政策>

平成3(1991)年のバブル崩壊以降の財政難と平成4年を直近のピークとする18歳人口・受験生数の漸減とが相俟って、大学は“試練の時代”を辿ってきた。(図1参照)

この10年、国は様々な大学改革を敢行してきたが、そこに共通している原動力は新自由主義的な「市場化」であるといえる。特に中教審答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—』(10年10月)以降、国は「大学(国立大学)の構造改革の方針」(13年6月)、「21世紀COE」(14年度)、「特色GP」(15年度)、「現代GP」(16年度)、「国立大の法人化」(16年度)、「設置認可の弾力化」(届出制—15年度；事前規制から事後チェックへ)、「認証評価制度」(16年度)、「私立大財務情報の公表義務」(16年度)等々、“成果主義と評価”を基調とする改革—市場化—を矢継ぎ早に打ち出してきた。

(図1)



## <「市場化」による歪み>

高等教育に対するこれまでの「規制緩和政策」と「市場化」によって、大学にも競争原理が入ってきた結果、“象牙の塔”と称されていた大学の閉鎖的な体質が打破され、活性化が促進された。

しかし一方では、高等教育をサービス産業として捉え、大学と学生(受験生)との“量的な需給関係”のみに着目した「P・D・C・A サイクル」を回していこうとする大学すらみられる。また、大学間の過当競争に拍車がかかり、様々な歪みも生じている。この歪みが蓄積されてくると、一気に大規模な地殻変動(=高等教育の崩壊)をも引き起しかねない。

これまでの国による高等教育の維持・管理から、「市場化」による維持・運営へと転換されたことで、高等教育の質の保証、進学機会の確保、国際競争力の基盤強化など、大学の公共性や使命が改めて問われている。

中教審では現在、これまで進めてきた規制緩和と市場化による大学改革の軌道修正を前提に、『学士課程教育の構築に向けて』（『審議のまとめ』を20年3月公表）の答申に向けて審議を進めている。

## <「市場化」の見直し提言・方策>

### ○ 競争と協同

中教審の『学士課程教育の構築に向けて』（以下、『審議のまとめ』）は、これまでの改革の背景には、学生獲得の競争を活発化させることが「教育の質」を向上させる有効策であるという考えもあったとし、今後の大学改革に向けても依然、そうした主張が見受けられると指摘。そのうえで、既に「過当競争」状態も懸念される今日、こうした「市場化」の改革手法のみでは、十分な成果は期待できないと断定している。

そして、「大学間の健全な競争関係の下、各大学が自主的な改革を進めること」と同時に、「自律的な知的共同体を形成・強化し、大学間の連携・協同や大学団体等の育成を進めること」が極めて重要であると明記している。

つまり、これまでの「市場化」による改革の限界を認識し、大学間の“競争”から、“競争”と“協同”のバランスをとって、大学間の調和を図っていく新たな改革手法の必要性を提言している。

### \* 共同学部・大学院の設置制度

文科省は、国公立を通じた複数の大学が学部や大学院を共同設置できる仕組みをつくり、地域の活性化や多様で特色ある教育研究の推進を支援する。1 大学では対応が難しい地域の人材育成や地域貢献などのほか、学問分野の学際化、融合化による新たな教育研究ニーズに的確に対応できるなどの効果が期待できるという。

20 年夏ころに「大学設置基準」等の省令改正、21 年度に共同学部・共同大学院の設置認可等の手続き、22 年度からの創設を予定。現在、関西大・大阪医科大・大阪薬科大の3 大学が、生命科学系の共同学部開設(22 年度)を目指している。

こうした制度は、大学間の健全な競争環境の下で各大学の個性・特色を生かしつつ、連携と協同により、地域のニーズに応え、正に“競争と協同”の調和を図る好例だ。

## ○ 多様性と基準性

中教審答申『我が国の高等教育の将来像』(17年1月)では、競争的環境の中での各大学の個性・特色の明確化と質の保証が一層重要であるとしたうえで、大学のもつ機能として、

①世界的研究・教育拠点／②高度専門職業人養成／③幅広い職業人養成／④総合的教養教育／⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究／⑥地域の生涯学習機会の拠点／⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)、の7項目を挙げている。

そして、各大学の保有する機能や比重の置き方によって、大学は穏やかに“機能別に分化”していくという。

大学はこうした機能的分化と類型化の方向に進んでいるが、多様化に着目すれば、高等教育の質の保証と管理が問題となる。前述の『審議のまとめ』では、学士課程教育の質の低下を指摘し、国に対し、各専攻分野に共通して身につけるべき学生の能力要素として「学士力」の例示や、各分野の学習成果と到達目標の設定(分野別質保証)を求めている。

国が示すこうした高等教育の“基準性”と、大学の自主性・自律性に基づく“多様性”とのバランスをどうとっていくか。国内市場だけでなく、海外からのグローバル化の波にも晒される大学にとって、今後の大きな課題である。

## ○ 設置認可の規制と緩和

平成3(1991)年の「大学設置基準」の大綱化・簡素化以降、規制緩和の下で大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の弾力化、認可事項の縮減などが図られ、16年度からの「認証評価制度」の導入によって、設置認可行政は“事前規制から事後チェックへ”と大きく転換されてきた。

特に最近では、分野変更のない学部等設置の「届出化」をはじめ、政府の構造改革特区での“株式会社による大学”の設置、全授業インターネットによる「通信制大学」の開設など、設置認可は一段と弾力化と多様化の様相を強めている。

しかし昨今、こうした規制緩和の中で大学の質保証をめぐる様々な問題点や課題が指摘されている。

文科省はこうした事態を踏まえ、20年度から、シラバスの作成、成績評価と卒業認定の基準の明確化、教員の授業内容・方法の改善・向上に向けた組織的な取り組みであるFD(ファカルティ・デベロップメント)の義務化などを盛り込んだ「大学設置基準」等の改正を実施し、規制の方向を打ち出している。

### \* 質保証に向けた新たな取り組み

文科省はさらに、「大学設置基準」等の見直しに向けた基礎的な実態調査を実施するほか、第三者評価機関による認証評価の第1期評価サイクル(大学等の総合的評価は7年以内ごと、専門職大学院は5年以内ごと)が22年度で一区切りするのを契機に、認証評価制度の一層の充実のため中教審に認証評価特別委員会を設置したり、前述のような分野別質保証の在り方に関する審議を日本学術会議に審議依頼したり、大学教育の質保証に向けた新たな取り組みに着手している。

規制緩和には、その前提として大学の自覚と責任が求められるが、特に私立大に対しては、「建学の精神」や「建学の理念」の下で、“規制”と“緩和”のバランスをどうとっていくかが課題だ。



### ＜教育投資における「公費」と「私費」＞

まず、国立大と私立大における、国による財政支援の現状から見てみよう。

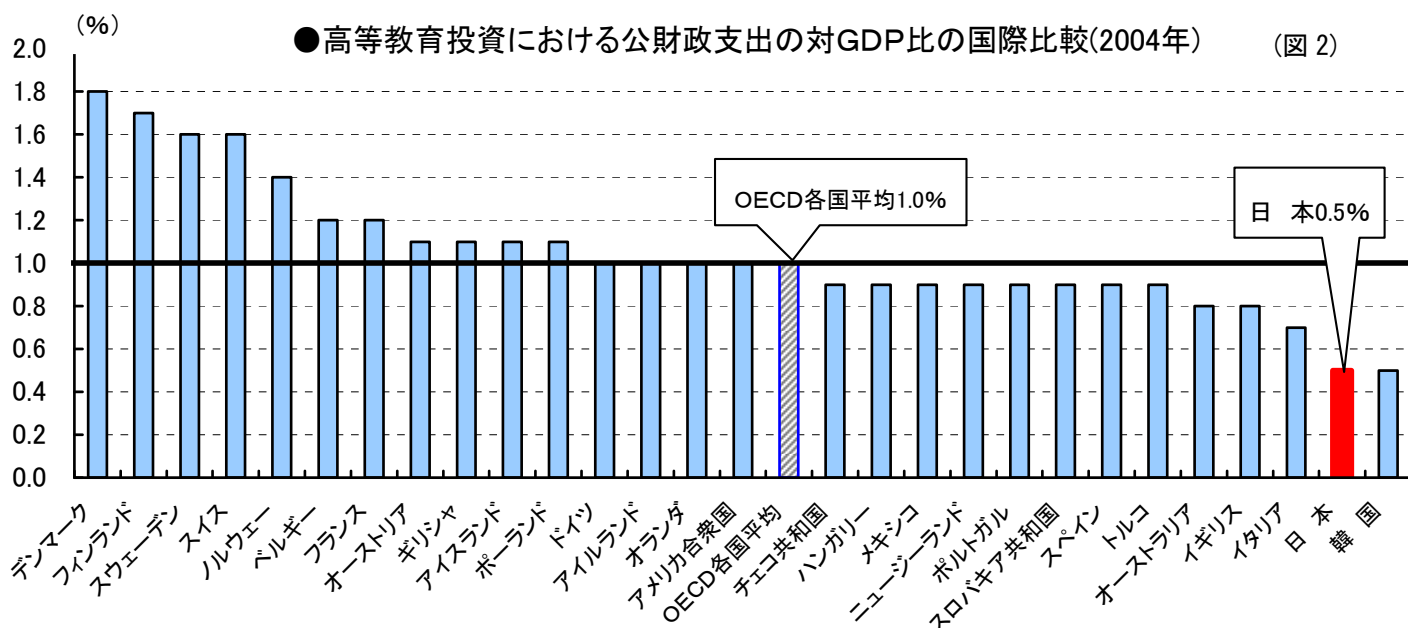
国立大は法人化されるまで、国の行政機関として財政予算は「国立学校特別会計」として一元的に扱われてきたが、16年度の法人化以降、国立大の運営に必要な経費の5割強を“国費”（運営費交付金等）、残りを授業料等の学生納付金や附属病院収入などの“自己収入”等で賄っている。

一方、私立大には経常経費の1割強(私立学校振興助成法では経常経費の2分の1以内までの国費の支援可能)が国から“補助金”として交付されているに過ぎず、残りは学生納付金などの“自己収入”で賄われている。

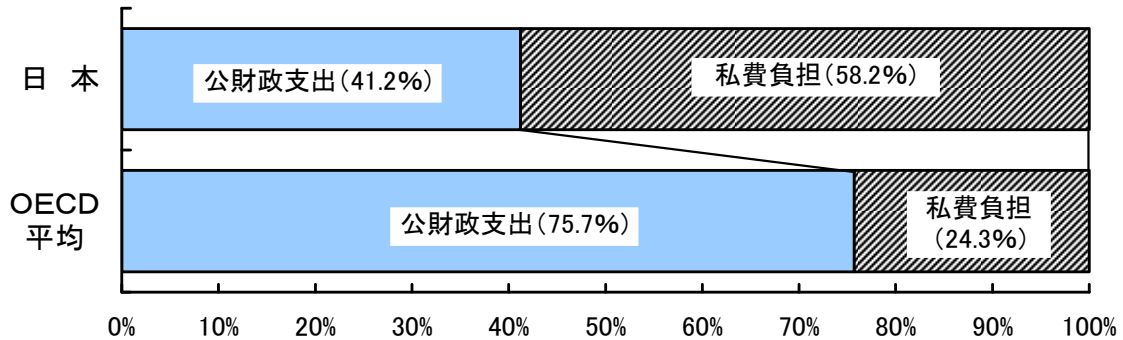
私立大はかつて、高度経済成長による家計所得の上昇に支えられ、大学・学部の新增設や学生の急増による“資金源”の拡大路線を推し進めてきた。このことが今日、高等教育の「ユニバーサル」段階を迎えるに至った素地となっているのだが、少子化とバブル崩壊後の財政的逼迫にもかかわらず、国の支援は上記のような状況で放置されたままである。

法人化後の国立大でも運営費交付金の削減政策など、国からの財政支援は年々厳しさを増している。

ところで、我が国の高等教育費の公財政支出は、GDP(国内総生産)比 0.5%で、OECD(経済協力開発機構)加盟国(GDP 比平均 1.0%)中、最低の水準にある。また、高等教育支出に占める学生1人当たりの“公費”と“私費”の割合は、「公財政支出 41.2%」に対し「私費負担 58.8%」となっている。(図2・図3参照)



● 高等教育支出に占める学生1人当たりの公費 VS. 私費の割合 (図3)



(注) 図2・図3とも、経済財政諮問会議(20年5月9日)における渡海文科相の提出資料「教育における国際化について」(出典: OECD「Education at a Glance」(2007 Edition)より)。

我が国の高等教育費は伝統的に“受益者負担”という考え方が根底にあるようで、特に私立大における私費負担率が高い。これまでの経済成長に陰りが見られ、家計所得の低迷や所得格差の拡大の中でこれ以上、私費負担を増やせば、能力ある者でも経済的理由で大学等へ進学できず、高等教育への公正な進学機会の確保をも危うくしてしまう。

また、公財政支出を減らし、教育投資を専ら「市場化」に求めるならば、教育・研究の基盤的経費をも削減せざるを得ない大学も出現し、高等教育全体の危機を招くことになる。

国公立を含め、公費による高等教育の基盤的経費を確実に措置したうえで、競争的原理に基づく「市場化」や「選択と集中」といった教育投資の環境づくりを求めるべきであろう。

＊ 教育振興基本計画と教育投資

「改正教育基本法」(18年12月施行)において新たに規定された、政府の「教育振興基本計画」の策定が6月初め現在、大詰めを迎えている。

政府の策定に先立ち、20年4月、中教審は『教育振興基本計画について』を答申したが、そこには本欄の『今月の視点-16』(20年4月配信を参照)で紹介した「安西プラン」の教育投資が“参考資料”として添付されているものの、教育投資の具体的な数値目標についてはほとんど触れられていない。

これに対し、教育関係者等から具体的な数値目標の提示を求める声が高まり、文科省は教育への公的支出を現在のGDP比3.5%(社会教育費を除く、幼児教育費～高等教育費まで)から、今後10年間でOECD加盟国の平均である5.0%を上回る水準まで拡大することを目指すとしている。

この「“GDP比5%”の教育投資」案は、政府の教育再生懇談会の『緊急提言』(20年5月)にも盛り込まれているが、財政支出を伴う数値目標の策定には財務省が強い難色を示しており、文科省を含め、政府内の調整が注目されるところだ。

(2008. 06. 大塚)